

公共交通・宿泊施設

感染拡大防止対策助成金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染拡大防止に努める公共交通事業者並びに、宿泊事業者に対し、継続的な感染拡大の防止対策に対する臨時的な助成を行います。

助成対象

新型コロナウイルス感染拡大防止に努める市内公共交通事業者（運転代行業も含む）並びに営業許可証を有し、申請時点において市内で現に営業する、宿泊事業者

助成金額

基本助成金

- ・基本助成金として、1事業者 10万円

加算助成金（所有台数・部屋数）

- ・公共交通事業者が所有し、旅客運送事業に使用する乗合バス・貸切バスは、車両1台につき4万円
その他については、車両1台につき2万円
- ・宿泊事業者が所有し、宿泊料を受けて人を宿泊させる事業に使用する、施設1室につき2万円